

国立大学法人小樽商科大学地域貢献推進委員会規程

(平成15年9月19日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に、地域連携に関する諸活動（以下「地域連携活動」という。）を組織的・総合的に推進することにより、地域貢献に資するため、地域貢献推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域連携活動に関する基本方針の策定に関すること。
- (2) 地域連携活動の企画・立案に関すること。
- (3) 地域連携活動に関する地方自治体等との連携・協力に関すること。
- (4) その他地域連携活動に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (2) 理事（教育担当副学長兼務）
- (3) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置き、理事（総務・財務担当副学長兼務）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域連携活動に関する協力等の依頼)

第8条 委員会は、地域連携活動を推進するため、必要に応じて、学内の関係する部署、委員会等に対して、協力等を依頼することができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年9月19日から施行する。

2 この規程施行後、第3条第4号に規定する委員の最初の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は平成17年3月31日までとし、他の半数の委員は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月31日から施行し、平成30年10月1日から適用する。